

令和7年度

# 茂原市木造住宅 耐震改修費等 補助金のご案内

制度概要：住宅の耐震診断を行い、耐震性のない住宅を耐震改修する場合に、その費用の一部を補助する制度です



## 1. 補助金の交付対象となる住宅（次の要件のすべてを満たすこと）

- ☐ 対象の住宅が茂原市内に所在すること。
- ☐ 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- ☐ 地上階数が2以下であること。
- ☐ **昭和56年5月31日以前**に着工されていること。
- ☐ 主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されていること。
- ☐ 耐震診断による上部構造評点が1.0未満であること。
- ☐ 過去に木造住宅耐震改修補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ その他条件あり。

## 2. 補助金の交付を受けることができる方（次の要件のすべてを満たすこと）

- ☐ 茂原市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。（除却については除く）
- ☐ 茂原市に補助金の交付対象となる木造住宅を所有し、かつ、現に居住していること。
- ☐ 市町村税等の滞納がないこと。
- ☐ 補助金を受ける項目については、それぞれ契約の締結前であること。

## 3. 補助の概要

### ◆ 耐震改修費の補助金額：限度額100万円

耐震設計、改修工事、監理に要する合計費用の2/3（**80万円**を限度）

※住宅の要件により耐震設計、改修工事、監理に要する合計費用の4/5（**100万円**を限度）

上記に伴うリフォーム工事に要する費用の1/10（**20万円**を限度）

### ◆ 募集期間：令和7年4月15日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※募集期間内であっても、補助金交付予定総額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

### ◆ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（原本1部）

### ◆ 申込場所：茂原市役所都市建設部建築課窓口（8階）



# 令和7年度茂原市木造住宅

## 耐震改修費等補助金に関する主な手続きの流れ

| 申請者                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 茂原市                                                                                                                                                  | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>相 談</b></p> <p>↓</p> <p><b>見積依頼</b></p> <p>↓ 施工者等に見積依頼</p> <p><b>申 請</b></p> <p>↓ 交付申請書の提出</p> <p><b>契 約</b></p> <p>↓ 施工者等と契約</p> <p><b>着 手</b></p> <p>↓ 着手届の提出</p> <p><b>改修工事等の実施</b></p> <p>↓</p> <p><b>報 告</b></p> <p>↓ 完了届・実績報告書の提出</p> <p><b>請 求</b></p> <p>↓ 請求書の提出</p> <p><b>補助金受領</b></p> | <p>補助内容等のご案内</p> <p>↓</p> <p>受 付</p> <p>↓</p> <p>交付決定通知書</p> <p>↓</p> <p>受 領</p> <p>↓</p> <p>受 付</p> <p>↓</p> <p>交付額確定通知書</p> <p>↓</p> <p>補助金支払い</p> | <p>※建物の所在地、建築年月日の確認できるものをお持ち下さい。</p> <p>※補助金交付申請書は、建築課窓口または建築課ホームページより取得できます。</p> <p>※交付決定前に工事施工者等と契約した場合、<u>補助の対象外</u>となりますので、ご注意ください。</p> <p>※申請内容を変更するときは、速やかにご相談ください。</p> <p><u>補助金の対象外</u>となる場合があります。</p> <p>※改修工事等を着手および完了した際は速やかに関係書類を提出してください。</p> <p>※改修工事等の完了期限は <u>2 月末日</u>までです。</p> |

## ■申請される方へ

・書類に不備がある場合又は要綱に違反した場合には、交付を取り消す場合があります。

## ■補助金交付申請書・実績報告書の作成上の留意点

### ◇補助金の交付申請について

・補助金の交付を受けようとする方は耐震設計、耐震改修工事、耐震改修に伴うリフォーム工事、工事監理に係る契約を締結する前に、「茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書」（第1号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ☐ 補助対象住宅の登記事項証明書又は建築確認通知書等の写し
- ☐ 補助対象住宅の耐震診断結果報告書の写し
- ☐ 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は写真）
- ☐ 補助対象経費の見積書の写し
- ☐ 施工者の要件を満たしていることを証する書類
- ☐ 申請者の市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
- ☐ 耐震改修工事補強計画の耐震診断結果報告書の写し
- ☐ 申請者の住民票の写し
- ☐ 補助対象住宅の耐震設計、工事監理を行う耐震診断士の建築士免許証及び受講した講習会の修了証の写し
- ☐ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

### ◇補助金の金額について

・補助を受ける住宅によって補助金額が異なります。

- ☐ 緊急輸送路に面する住宅（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第3号に規定される住宅）の場合
  - ・耐震設計、改修工事、監理に要する合計費用の $\frac{4}{5}$ （100万円を限度）
  - ・上記に伴うリフォーム工事に要する費用の $\frac{1}{10}$ （20万円を限度）
- ☐ その他の住宅
  - ・耐震設計、改修工事、監理に要する合計費用の $\frac{2}{3}$ （80万円を限度）
  - ・上記に伴うリフォーム工事に要する費用の $\frac{1}{10}$ （20万円を限度）

### ◇着手届について

・補助事業に着手するときは、「茂原市木造住宅耐震改修費等補助金着手届」（第5号様式の2）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ☐ 補助対象経費に係る契約書の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

◇完了届について

- ・補助事業が完了したときは、「茂原市木造住宅耐震改修費等補助金完了届」（第5号様式の3）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ☐ 耐震改修工事及びリフォーム工事の耐震改修工事施工箇所ごとに、工事着手前、工事中及び工事施工後の状況を撮影した写真並びに撮影場所を示した図面
- ☐ 耐震改修工事監理報告書の写し及び竣工図
- ☐ その他市長が必要と認める書類

◇実績報告について

- ・補助事業が完了したときは、「茂原市木造住宅耐震改修工事等実績報告書」（第6号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ☐ 補助対象経費に係る領収書の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

◇補助金交付請求書について

- ・市より補助金確定通知を受けたときは、「茂原市木造住宅耐震改修工事等実績報告書」（第8号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

■申請内容の変更等

- ・申請の内容を変更しようとするときは、「茂原市木造住宅耐震改修等補助金交付申請内容変更承認申請書」（第3号様式）に変更内容を証する書類を添えて速やかに提出して下さい。
- ・耐震改修工事等の実施を中止したときは、「茂原市木造住宅耐震改修工事等中止届出書」（第5号様式）を速やかに提出して下さい。

申請書等の入手・お問い合わせ先

（申請書等の入手）

下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページ（暮らしの情報→住まい・生活「住宅」）からダウンロードできます。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

（お問い合わせ）茂原市役所都市建設部建築課 TEL: 0475-20-1588 FAX :0475-20-1606

## ■その他税の控除に係る耐震改修証明書

- ・現行の耐震基準を満たすように改修を行った場合には、次の措置が受けられます。

### (1) 所得税

要件

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅。
- ・自ら居住の用に供していること。
- ・現行の耐震基準に適合しない者であること。
- ・平成 18 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに耐震改修を完了すること。

期間 ・耐震改修を実施した年 1 年間。

控除額 ・耐震改修に要した費用の10%に相当する額。(上限あり)

## (2) 耐震改修証明書

これらの措置を受けるためには、耐震改修を行ったことを証明する書類が必要となります。市ではその「証明書」を発行します。「証明書」の発行を希望される方は、所定の申請書を建築課に提出してください。ただし、茂原市木造住宅耐震改修補助事業により、補助金の交付を受けた方に限ります。

なお、「証明書」は、建築士、指定確認検査期間、登録住宅性能評価機関も発行することができます。

## 申請窓口・お問い合わせ先

所得税の特別控除は、下記の窓口で手続きを行うことで、受けることができます。

「耐震改修証明書」はそれら手続きに必要な添付資料の一つです。

所得税 : 茂原税務署 TEL 0475-22-2166